

様式第十八の八（第11条の4第6項関係）

変更後の認定事業適応計画の内容の公表

1. 変更認定をした日付

令和6年11月12日

2. 変更後の認定事業適応事業者の名称

株式会社マルアイ

3. 変更後の認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、政府方針でもあるカーボンニュートラルや、脱炭素社会への実現に向け、脱炭素社会への活動が活発化している。株式会社マルアイにおいてもこうした流れに対応し、企業としての価値を高めるため、再生可能エネルギーである太陽光発電設備を導入し、店舗での営業活動中に排出されるCO2排出量を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負担低減を両立させていく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2024年度より事業適応を開始し、2026年度(目標年度)までに、事業者全体の炭素生産性を60.4%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度(目標年度)に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

飲食料品小売業（58）

(選定の理由)

今回の計画対象となる事業は、食料品スーパーマーケット店舗における太陽光発電設備の導入に関するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

食料品スーパーマーケット事業を行う株式会社マルアイは、新規店舗であるマルアイ尾上店及び改装店舗であるマルアイ太子店において、再生可能エネルギーである太陽光発電設備を導入し、脱炭素化を図る。

計画初年度は、2024年9月に開店するマルアイ尾上店及び2024年11月に改装するマルアイ太子店において太陽光発電設備を導入する。両店舗に太陽光発電設備を導入することで、CO2排出量を減少させ、炭素生産性を36.6%向上させる。

計画2年目はマルアイ尾上店及びマルアイ太子店を1年間通して営業した場合、CO2排出量は366t/CO2発生することが見込まれるが、計画初年度よりも付加価値額を高めることにより、炭素生産性を56.9%向上させていく。

目標年度である計画3年目はマルアイ尾上店及びマルアイ太子店で地域に密着した営業活動を行うことにより、さらなる付加価値を高める。目標年度のCO2排出量は前年同様366t/CO2、炭素生産性を60.4%向上させることを見込む。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2024年9月

終了時期：2027年3月